平成２６年（フ）第３３７号
埼玉県日高市大字南平沢231番地３
債務者　加藤　良和
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４０号
埼玉県所沢市南住吉６番11―205号　所沢メゾン１
債務者　岡本真奈美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３４９号
埼玉県川越市富士見町31番地38　ＷＩＮＢＥＬＬＳＯＬＯ川越第６―407号室
債務者　宮原　佳子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５１号
埼玉県入間市大字小谷田34番地　グリーンシャルムＢ101
債務者　伊藤　　覚
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７５号
埼玉県狭山市大字水野1237番地の９
債務者　大高眞理子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９１号
千葉県山武郡横芝光町横芝781番地１　ハイツはぎ203号
債務者　小川　　実
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
千葉県山武郡横芝光町横芝781番地１　ハイツはぎ203号
債務者　小川　明美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８４号
静岡県裾野市千福が丘２丁目16番７、前住所静岡県裾野市深良486番地の１　ラプラス植松Ⅱ―201
債務者　黒木　哲宏（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
静岡県熱海市相の原町44番11号　相の原市営住宅11棟405号
債務者　冨士　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
愛知県春日井市下条町１丁目14番地１　ドエルは―もに―201号、従前の住所愛知県春日井市鳥居松町５丁目34番地　ライオンズマンション鳥居松501号室
債務者　尾薗　由香
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７００号
名古屋市守山区吉根３丁目407番地　吉根中山貸家２階１号室
債務者　野村　英昭
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０８号
盛岡市津志田中央２丁目16番41号　スカイタウンヨシダＤ１―201号
債務者　佐々木妙子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０７号
群馬県太田市新井町81番地34　松之木ハイツ203号、前住所群馬県太田市龍舞町1587番地16
債務者　古角　　滋
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第６１号
新潟県胎内市住吉町４番25号
債務者　阿達　道子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１６７号
愛知県一宮市松降通８丁目４番地　ジュネスターナーＢ棟101号
債務者　丸山乃里子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９号
奈良県五條市岡町621番地の１サンモールフジイ１番館２―８
債務者　大澤　友里
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１４９号
香川県高松市勅使町14番地　市住32号
債務者　和泉ひとみ（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係